

平成30年3月23日

議員各位

総務文教常任委員会

委員長 岩永政則

委員長報告書

総務文教常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1.審査期間：平成30年3月12日～20日

2.付託された議案等

議案番号	件名	結果
4	長与町防災会議条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
5	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
6	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
7	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
8	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
9	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
10	長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
23	平成29年度長与町一般会計補正予算（第6号）	全会一致 可決
28	平成30年度長与町一般会計予算	賛成多数 可決
29	平成30年度長与町駐車場事業特別会計予算	全会一致 可決

議案第4号 長与町防災会議条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年3月12日
出席委員	岩永政則 分部和弘 浦川圭一 中村美穂 金子 恵 喜々津英世 山口憲一郎 堤 理志
説明員	荒木総務部長 山口地域安全課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

今回の改正は、専門的知見を有する有識者を防災会議委員として構成することにより、本町の防災体制の更なる強化を図るために、委員の定数を20人以内から24人以内に改正するもの。

施行期日は、平成30年4月1日とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質 疑 : 追加されるのは、どういう人を想定しているのか。

答 弁 : 今回の追加は長与町社会福祉協議会事務局長、長与町民生委員児童委員協議会会長と教育次長の3人を想定している。

質 疑 : 24人以内と規定しているが、実際は23人となっている。どういった経緯で1人少ないのか。

答 弁 : 現在確定しているのが23人で、先ほど女性委員を増やしてほしいとの意見などもあっているので、今後の要請を含め1人増の予定。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第5号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年3月12日
出席委員	岩永政則 分部和弘 浦川圭一 中村美穂 金子 恵 喜々津英世 山口憲一郎 堤 理志
説明員	荒木総務部長 山本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

今回の改正は風水害等の自然災害から、避難行動要支援者の避難支援対策の充実強化を図るため、「長与町避難行動要支援者避難支援連絡協議会」を新たに追加するもの。委員の構成は20人以内、任期は2年とする。

施行期日は、平成30年4月1日とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質 疑 : 要支援者で同意をされていない人が自治会未加入者の場合は、自治会ではなかなか手が回らないのではないか。

答 弁 : 自治会未加入者は、この計画を進めるうえでネックになると想定している。実際に見守りを行うのは自治会の加入者と考えれば、これをきっかけに自治会に加入してもらうよう進めていきたい。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年3月12日
出席委員	岩永政則 分部和弘 浦川圭一 中村美穂 金子 恵 喜々津英世 山口憲一郎 堤 理志
説明員	荒木総務部長 山本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

今回の改正は任用状況により、通勤費用相当分の費用弁償を支給すること及び保育専門員の報酬額について見直しを行うことにより、処遇の改善を図るもの。また、別表の町長の部の「介護保険専門員」を「介護保険専門員Ⅰ」とし、「介護保険専門員Ⅱ」及び「長与町避難行動要支援者避難支援連絡協議会」の報酬額を新たに加えるもの。

施行期日は、平成30年4月1日とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質 疑： 介護保険専門委員Ⅱの時間割と同様な非常勤職はあるのか。

答 弁： 包括支援センター専門委員Ⅲがある。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第7号 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例

審査日	平成30年3月12日
出席委員	岩永政則 分部和弘 浦川圭一 中村美穂 金子 恵 喜々津英世 山口憲一郎 堤 理志
説明員	荒木総務部長 山本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

今回の改正は、人事院勧告に準じて支給割合を引き上げるため、条例を改正するもの。第1条は、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、総支給割合を3.15月分とするもの。第2条は、期末手当の支給割合を、6月は「100分の147.5」、12月は「100分の167.5」にそれぞれ改めるもの。

附則において、本条例の第1条の規定は公布の日から施行、平成29年4月1日から適用する。第2条の規定は平成30年4月1日とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質 疑 : 議員報酬の特別委員会では、報酬の増額や据え置き意見もあったが、今後は町議会議長会の動向もあり様子を見ると理解していた。今回は町長部局より提案があったが、議会の議論の中で考えると見合わせる検討はなかったのか。

答 弁 : 一般職も給与格差の是正のため人事院勧告が行われた。今回、内閣総理大臣等の特別職も0.05月分上昇となっている。

質 疑 : 人事院勧告について一般職は理解するが、特別職についても人事院勧告に準ずる必要があるのか。また、準拠しなかった場合のペナルティーはあるのか。

答 弁 : 期末手当も私たち生活の一部の糧と考えている。内閣総理大臣も0.05月分上げていることから、その辺の精査はされていると考える。また、ペナルティーについてはない。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第8号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年3月12日
出席委員	岩永政則 分部和弘 浦川圭一 中村美穂 金子 恵 喜々津英世 山口憲一郎 堤 理志
説明員	荒木総務部長 山本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

今回の改正は、人事院勧告に準じて支給割合を引き上げるため、条例を改正するもの。第1条は、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、総支給割合を3.15月分とするもの。第2条は、期末手当の支給割合を、6月は「100分の147.5」、12月は「100分の167.5」にそれぞれ改めるもの。

附則において、本条例の第1条の規定は公布の日から施行、平成29年4月1日から適用する。第2条の規定は平成30年4月1日とするもの。
以上の説明があった。

【主な質疑】

議案第7号、議案第8号、議案第9号については、一括議題として説明を受け質疑を行った。そのため主な質疑については議案第7号と同じである。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第9号 長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する 条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年3月12日
出席委員	岩永政則 分部和弘 浦川圭一 中村美穂 金子 恵 喜々津英世 山口憲一郎 堤 理志
説明員	荒木総務部長 山本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

今回の改正は、人事院勧告に準じて支給割合を引き上げるため、条例を改正するもの。第1条は、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、総支給割合を3.15月分とするもの。第2条は、期末手当の支給割合を、6月は「100分の147.5」、12月は「100分の167.5」にそれぞれ改めるもの。

附則において、本条例の第1条の規定は公布の日から施行、平成29年4月1日から適用する。第2条の規定は平成30年4月1日とするもの。
以上の説明があった。

【主な質疑】

議案第7号、議案第8号、議案第9号については、一括議題として説明を受け質疑を行った。そのため主な質疑については議案第7号と同じである。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第10号 長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年3月12日
出席委員	岩永政則 分部和弘 浦川圭一 中村美穂 金子 恵 喜々津英世 山口憲一郎 堤 理志
説明員	久保平企画財政部長 荒木税務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

今回の改正は、農業災害補償法の一部を改正する法律が、平成30年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。改正の内容は「農業災害補償法」から「農業保険法」に改められることから、第2条第3項中の「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、あわせて規定の整備を行うもの。

施行期日は、平成30年4月1日とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質 疑 : 提案理由の中に農業災害補償法の一部を改正する法律で、法律の番号が同じであるからことから、名称が変わっただけとの理解で良いのか。

答 弁 : 法律の一部を改正する法律で題目の変更で、法律番号は変わっていない。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第23号 平成29年度長与町一般会計補正予算（第6号）

審査日	平成30年3月12日～13日				
出席委員	岩永政則	分部和弘	浦川圭一	中村美穂	金子 恵
	喜々津英世	山口憲一郎	堤 理志		
説明員	久保平企画財政部長	田中財政課長	その他関係職員		

【提案理由・主な内容】

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,699万円を減額し、補正後の総額を123億4,239万3千円とするもの。

○歳入の主なものは

1款町税では、町民税・固定資産税など1億9,970万円を増額計上。

8款地方特例交付金では、交付額決定により542万9千円の増額計上。

13款国庫支出金は、社会保障・税番号システム改修費補助金722万8千円を増額計上。

16款寄附金では、社会福祉費寄附金1件、中学校寄附金1件など総額101万5千円を増額計上。

17款繰入金は、財政調整基金繰入金や21世紀ふれあい基金繰入金など、総額3億6,546万2千円の減額計上。

20款町債は、事業費の減額に伴う充当起債1億3,140万円の減額計上。

○歳出の主なものは

人件費では、育児休業6名分の給与・職員手当・共済費の減額計上。

2款総務費は、公共施設劣化状況調査業務委託料及び評価替に伴う固定資産評価業務委託料など、2,550万3千円の減額計上。

3款民生費は、自立支援給付費など、5,731万円の増額計上。

6款農林水産業費は、有害鳥獣被害防止対策事業補助金など、293万6千円の減額計上。

8款土木費は、補助金の確定による町道等維持補修工事費の減額及び、土地区画整理事業特別会計繰出金の減額など、総額2億1,733万円の減額計上。

10款教育費は、教育振興基金への積立金6,016万3千円を増額計上。公民館等改修工事費は減額計上であるが、総額で3,570万7千円の増額計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

（総務部）

質 疑： 大学による地域活性化補助金は、こういった理由で実施できなかったのか。

答 弁： 映像作成サークル「シーボ」の地域創造学部が佐世保校に移転したことから、サークルと連携を取れなくなった。30年より新たに事業が出来ないか検討している。

(住民福祉部)

質 疑 : 障害者自立支援給付費が増加になった要因はなにか。

答 弁 : 当初見込みが甘かった。就労系サービスと生活介護サービスの事業所が増えたことで、給付費が上がったのも増額の要因である。

質 疑 : 浄化槽の設置整備については、どこの地区を予定していたのか。

答 弁 : 岡郷2基・平木場郷1基・本川内郷1基の4基の計画だったが、岡郷の2基が未設置となった。

(建設産業部)

質 疑 : ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金ワイヤーメッシュ柵の分で減額された要因は。

答 弁 : ワイヤーメッシュ柵を要望した市町が多いことから、その結果、国からの内示が減額となった。

(議会事務局)

質 疑 : 費用弁償については、29年度は各種特別委員会を開催したが、日程調整を行い特別委員会を同日に開催するなど努力を行ってきた。当初予算から比べ減額となった要因はなにか。

答 弁 : 各種特別委員会の費用弁償なども同日に開催することで、減額となっている。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第28号 平成30年度長与町一般会計予算

審査日	平成30年3月13日～19日				
出席委員	岩永政則	分部和弘	浦川圭一	中村美穂	金子 恵
	喜々津英世	山口憲一郎	堤 理志		
説明員	久保平企画財政部長	田中財政課長	その他関係職員		

【提案理由・主な内容】

平成30年度一般会計予算の総額を、122億5,454万3千円としているが、平成29年度に比べて5,324万3千円、率にして約0.4%の増額予算となっている。

○歳入の主なものは

1款町税では、44億5,727万1千円を計上。前年度比1億38万7千円の増で、個人町民税と固定資産税の増額が要因。

2款地方譲与税から8款地方特例交付金までは、28年度決算額及び29年度歳入状況を考慮し、全体で1,200万円の増。

9款地方交付税及び10款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額を計上。

13款国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金及び児童手当負担金など16億9,972万2千円を計上。前年度比8,636万3千円の減は、保育所等整備交付金の減額が主な要因。

14款県支出金は、9億3,366万6千円を計上。前年度比4,760万円の増は、社会福祉費負担金及び保育所運営費負担金の増額などが主な要因。

17款繰入金は、9億5,174万5千円を計上。前年度比3,407万5千円の増は、財政調整基金及び減債基金からの繰入れ増額が主な要因。

○歳出の主なものは

1款議会費は、1億3,845万7千円を計上。前年度比21万5千円の増額。

2款総務費は、13億1,670万9千円を計上。前年度比7,010万3千円の増額は、庁舎施設整備改良工事費、ふるさと納税関連経費の増額が主な要因。

3款民生費は、49億7,716万2千円を計上。前年度比3,680万9千円の増額は、社会福祉費の障害者福祉費、児童福祉費の児童福祉運営費の増額が主な要因。

4款衛生費は、10億6,758万9千円の計上。前年度比1億2,557万3千円の増額は、長与・時津環境施設組合負担金の増額が主な要因。

6款農林水産業費は、2億44万6千円を計上。前年度比144万円の増額。

8款土木費は、15億12万6千円を計上。前年度比2億608万8千円の減額は、西高田線街路事業費は増額計上であるが、道路橋りょう費での道路維持費の減額が主な要因。

10款教育費は、11億5,391万7千円を計上。前年度比3,862万4千円の増額は、中学校費で屋内運動場整備工事等が増額の主な要因。

12款公債費は、14億794万3千円を計上。前年度比1,648万円の増額。

以上の説明があった。

【主な質疑】

（総務部）

- 質 疑 : 電算システムを運用データシステムで行うことでの削減は何か。
- 答 弁 : オープン系パッケージシステムに替え、クラウド方式を導入しサーバーの運用管理、改修パッケージの適用などで職員の負担軽減やシステム改修費の削減になっている。
- 質 疑 : 駅コミュニティホール使用頻度はどのような状況か。
- 答 弁 : 以前と変わらない。使用料については理解されていると思う。
- 質 疑 : 防犯灯新設は今後も増えるのか。
- 答 弁 : 自治会要望などを予定している。また、新しい団地、宅地、道路での要望があれば対応したい。

（企画財政部）

- 質 疑 : ロゴマークのデザイン化の委託は公募か。
- 答 弁 : 一般公募で行う。デザイン化でHPなど広く活用したい。
- 質 疑 : 今回のデザインの著作権はどうなるのか。
- 答 弁 : オリジナルの葉っぱに乗ったミックンの著作権は町にある。ロゴマークについても同じように考えている。
- 質 疑 : 50周年記念事業のバスアナウンスの期間は。
- 答 弁 : 30年度当初に実施したい。期間は31年3月まで。
- 質 疑 : 固定資産税の課税客体の把握はどうしているのか。
- 答 弁 : 航空写真及び現地確認で行っている。

（住民福祉部）

- 質 疑 : 祝金の減額はどのように決まってきたのか。また、説明はどのようにされたのか。
- 答 弁 : 高齢者の3事業について、9月に老人クラブ連合会、10月に介護予防教室で事業の説明とアンケート調査を行い、意見、要望を聞いた。その結果、時代に沿った見直しを行い、敬老祝金減額、長寿祝品規模縮小、入浴補助券はバス・タクシー助成券または、健康づくり補助券として入浴施設、トレーニング室、陶芸の館などで利用できるよう改善した。
- 質 疑 : 資源売払収入が130万円位減額となっているがどうしてか。
- 答 弁 : 単価の影響が一番の要因で、特に鉄・アルミ等が上げられる。

（健康保険部）

- 質 疑 : フッ化物洗口の県補助金が2分の1から3分の1になったのはなぜか。
- 答 弁 : 29年度までの事業だったが、現状を見て県が今年度まで3分の1の補助での事業継続となった。

（建設産業部）

- 質 疑 : ふれあい農園の利用状況は。
- 答 弁 : 90%位の貸付率となっている。
- 質 疑 : 西高田線、高田踏切の渋滞現状はどのようになっているのか。
- 答 弁 : 朝夕のラッシュ時は木材店まで渋滞している。片側3メートルの都市計画道路を

計画している。また、和楽団地入口部を広げ右折帯を設けることで解消を図る。

(教育委員会)

質 疑 : NICE の講師謝礼が計上されているが、NICE の頭文字をどうとったのか。また、「イングリッシュアドベンチャー」で前回計上されていたと思うが変わったところがあるのか。

答 弁 : NICE については、長与インターナショナル コミュニケーション アクティビティ イン グリッシュの頭文字を取り NICE の名称を付けた。また、「イングリッシュアドベンチャー」の名称で前回予算を計上したが、商標登録されているとのことで、今回名称を NICE に変更した。

質 疑 : 各施設の洋式トイレ化については、どのような計画か。

答 弁 : 各施設については、洋式トイレは一つあるが、全てのトイレを5年計画で洋式トイレにする。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第29号 平成30年度長与町駐車場事業特別会計予算

審査日	平成30年3月12日				
出席委員	岩永政則	分部和弘	浦川圭一	中村美穂	金子 恵
	喜々津英世	山口憲一郎	堤 理志		
説明員	荒木総務部長	井川契約管財課長	その他関係職員		

【提案理由・主な内容】

平成30年度駐車場事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ791万1千円とするもので、前年度比87万5千円、約12.4%の増額となっている。

○歳入の主なものは

1款使用料及び手数料は、定期で長与町嬉里駐車場が年間336万9千円。吉無田駐車場は年間213万8千円。一般の駐車場では年間240万円を見込んでおり、使用料収入は790万8千円を計上。

○歳出の主なものは

1款総務費は、総務管理費で駐車場管理委託料478万7千円。タイムレジスタ及び防犯カメラの賃借料43万7千円など、総額781万円を計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質 疑 : 修繕費及び駐車場施設整備工事費については、どのような内容か。

答 弁 : 修繕費は、駐車場壁の漏水補修や駐車場入口の暴風兼雨除けなどの工事で、整備工事費は、排気ガラリ増設工事を行う。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。